

滋賀県地域改善対策修学奨励資金事務取扱交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例（昭和62年滋賀県条例第34号）に基づく市町の行う地域改善対策修学奨励資金の返還等の事務に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第2条 この交付金の交付額は、次の表の左欄に掲げる対象経費の実支出額と右欄に掲げる基準額のうち、少ない方の額とする。

対 象 経 費	基 準 額
当該年度において返還を申し立てる者、返還免除を申請する者、返還猶予を申請する者および返還している者のいずれかに該当する者が存する市町を交付の対象とし、当該市町が行う奨励資金返還等事務に伴い支出する経費のうちで、次に掲げるもの (1) 旅費 (2) 需用費（消耗品費、印刷製本費） (3) 役務費（通信運搬費） (4) 使用料および賃借料（コンピュータ等賃借料、会場使用料）	1 市町当たり30,000円の均等割の額に、左欄の実人数（同一人が重複して該当する場合は、いずれか1人で計上）の合計に3,000円を乗じて得た額を加えた額とする。

2 前項の規定により決定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 交付金を受けようとする市町長は、滋賀県地域改善対策修学奨励資金事務取扱交付金交付申請書（別記様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、毎年度2月末までに知事に提出するものとする。

(交付の決定および額の確定)

第4条 知事は、交付の申請があったときは、速やかに交付の決定および交付金の額の確定を行い、申請者あて通知するものとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告は、交付申請書および関係書類の提出をもってこれにかえるものとする。

(標準処理期間)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、規則第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の経由)

第7条 規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、滋賀県教育委員会教育長を経由しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成5年10月1日から施行し、平成5年度分の地域改善対策修学奨励資金に係る交付金から適用する。

付則

この要綱は、平成7年2月1日から施行し、平成6年度分の地域改善対策修学奨励資金に係る交付金から適用する。

付則

この要綱は、平成7年12月1日から施行し、平成7年度分の地域改善対策修学奨励資金に係る交付金から適用する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の地域改善対策修学奨励資金に係る交付金から適用する。

別記様式（第3条関係）

滋賀県地域改善対策修学奨励資金事務取扱交付金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 殿

市町長名

年度において、滋賀県地域改善対策修学奨励資金事務取扱交付金 円を
交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次の関係書類を
添えて申請します。

関係書類

1. 経費所要額調
2. 対象者一覧表
3. 収支決算（見込）書

経 費 所 要 額 調

区 分	対象経費所要額	(内 容)	基 準 額	選 定 額	県交付金所要額
旅 費	円		市町均等割		
需 用 費	円		円		
役 務 費	円		円		
使用料および 賃 借 料	円		(円×実人数)		
合 計	円		円	円	円

※実人数とは、当該年度の返還申立者数、返還免除申請者数、返還猶予申請者数および返還している者の数

(同一人が重複して該当する場合は、いずれか1人で計上)

コンピュータ等賃借料は、業務の使用比率に応じて計上することとし、これを証する書類を添付すること。

収 支 決 算 (見 込) 書

1 歳入

款	項	目	節	金額	内訳

2 歳出

款	項	目	節	金額	事務費の明細

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

市町長